

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会  
横浜市立新井中学校  
校長 猪熊 士朗

## 5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても個別支援学級を対象とした「緊急受入れ」については実施します。また、生徒の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いします。

### 1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 上記休業期間中は、部活動も実施しません。
- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

### 2 生徒の心身の状態の把握について

- 生徒の学習や生活の様子を把握するために、電話連絡等を行います。
- 生徒の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

### 3 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。t v k（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

### 4 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

#### (1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること

- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

## (2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

## 5 その他

- 個別支援級を対象とする「緊急受け入れ」につきまして、ご希望があればご相談下さい。

## 6 今後の予定について

### ① 追加課題・副教材の配布について

休業延長に伴い、追加課題と副教材の配布を行います。配布物の量が多いことと健康観察票や課題の提出等も考慮し、生徒または保護者の方が受け取りに来ていただくこととします。

当日、ご家庭のご都合やご判断により受け取りに来られない場合には、予めご連絡をお願いします。

日時など、配布の詳細は、本日中にメール配信・学校ホームページにてご連絡します。

### ② 電話連絡について

学習課題についての質問、何か困ったことや気になることがあったら、学校に電話して下さい。平日の9時から17時までは、学年の先生が電話に出られます。(必要があれば担任の先生や教科担任の先生などに伝えることもできます。)

また、25日(月)から29日(金)に、生徒のみなさんの学習や生活の様子を確認するために担任または学年職員より電話連絡をいたします。

### ③ 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。

<連絡先>

新井中学校

TEL 382-1477